

| | | |
|-------------|--|---|
| <h1>控室</h1> | 首都圏大学非常勤講師組合 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 080-3310-6910 URL: http://hijokin.web.fc2.com/ e-mail: daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp | 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 00140-9-157425 大学非常勤講師分会 |
|-------------|--|---|

今号は組合の紹介と加入呼びかけ特集号です
「専業」非常勤講師の皆さん、今こそ、
首都圏大学非常勤講師組合へ加入しませんか？
[組合要求1：非常勤講師給の改善に向けて]

《1》文科省の学校教員統計調査で、「専業」（本務無し）が非常勤講師の最大のカテゴリーに。もはや大学は講師給の位置づけを見直し、1コマ月5万円の水準を実現すべきです。

(1) 専業非常勤講師が大学の標準に

全国の大学における非常勤講師の本務先別構成は、2001年から2010年で大きく変動しています。大学における非常勤講師構成別の最大のカテゴリーであった大学・短大に本務を持つ者は、2001年の約15万人中5万5千人から、2010年の約20万人中5万6千人と構成を低下させ（26.1%）、一方本務の無い者は、約5万3千人から8万2千人と構成を大きく増加させ（41.0%）、最大のカテゴリーとなりました（「平成22年度確定版・学校教員統計調査」）。以前は、他に本務を持つ非常勤講師が大多数でしたが、今や全国の大学非常勤講師の4割強が、他に基本所得のない「専業」非常勤講師となっているのです。

(2) 講師給だけでは生活できない

専業非常勤講師が非常勤講師の標準となる一方で、1コマ月額2万5千円程度という首都圏の大学の標準的な講師給は、要求される業歴と教務内容に対して、大

変不適切な水準ではないでしょうか。なぜなら、その給与で最低限度の生活を維持できる（と見なされている）年収300万円を得るためには、週10コマをこなし、その上日常的に研究・調査・論文執筆が不可欠ということになります。確かにこの頃ではたとえ本人が希望しても、週10コマを掛け持ちできる講師が多いとはいえませんが、その持ちコマで講義をし、かつ悠々と研究・調査・論文執筆をこなせるとする講師は非常に少ないのではないのでしょうか。従来の講師給の根拠は、本務を別に持つ非常勤講師を基本に組み立てられてきました。今後は、そうは行かない時代なのです。

(3) あるべき非常勤講師給とは

そもそも非常勤講師給は、大学講師として要求される「研究・専門性」と生活を継続できる最低限度に基づいて算出する必要があります。週1回90分の講義に対して、講義の準備、講義時間内外のレポートや小テスト採点、定期試験・追試

験・再試験等の試験監督(無い大学もある)、また講義時間外の学生質問に対する調査・回答等の多様な時間外労働を考慮すれば、大学教員としての担当コマ数は週に5コマ程度が妥当であることを多くの講師経験者が感じています。実際、全国の専任教員の週平均担当授業時間は、平成22年度で9.0時間(90分授業で換算すると6コマ)です。ゼミや演習等専任教員特有の授業もあり単純換算はできませんが、昨年12月9日の中央教育審議会・大学分会会議で配布された資料によれば、「日本の大学教員の1学期当たりの担当コマ数は8コマ。アメリカでは4コマが標準」と示され、「(日本の)大学教員は非常に働いていて、授業数も多い」と指摘されています。また、研究を前提としない高校専任教員の週平均授業時間は、平成22年度で15時間(10コマに相当)ですから、教育と(同等の)研究の継続的両立に適切な講義担当数は、週5コマといえるでしょう。もちろん、専任教員でも非常勤講師でも、担当授業に対する責任と手間は同じですから、**専任・非常勤に関係なく、大学教員の妥当な週担当コマ数は5コマが基本と考えられるのです。**

であれば、大学における適正な非常勤講師給は、週5コマで最低生活の維持が可能であることが基本になります。5コマで最低生活、即ち年収300万円になるためには、1コマ5万円が専業非常勤講師にとっての最低基準です。

(4) 非常勤講師給の改定に向けて

2012年度、私立大学の定員割れは45%を超えました。大学経営はいつそう厳しさを増しています。一方で文科省は審議会等で大学教育の質の保証が課題である

ことを強調しています。今日、非常勤講師給を適切な水準へ改定していくことは、大学存続と教育の質を確保する上で、本質的に重要な課題ではないでしょうか。大学の全ての教員が、研究と教育に必要かつ十分な意欲を持ち続けるためには、合理的で納得のいく教育研究環境が不可欠です。また研究者を維持・再生産するという観点からも、標準となった専業非常勤講師への処遇の抜本的な改善は急務です。大学のあり方が問われている今こそ、大学関係者全体を巻き込んで合意形成を行い、非常勤講師給の改善を実現すべきです。首都圏大学非常勤講師組合は、非常勤講師給の適正化を活動の基本課題として位置づけ、取り組みを進めています。

(5) 参考資料：文科省の非常勤講師1コマあたりの労働時間計算式

文科人第242号(平成13年3月26日)文書「非常勤教員の給与について」では、「講師である非常勤職員については、その者を常勤の講師として採用した場合に受けることになる俸給月額および調整手当の額を基礎として次の算式により算出した額の範囲内の額を持って時給とする」として、以下の式が掲げられていました。

$$\boxed{(\text{俸給月額} + \text{調整手当}) \times 12 / 52 \times 10}$$

分子は、常勤講師の年標準報酬であり、分母は、時給換算のための年総契約時間数となります。この算式では常勤講師の年標準報酬を52週で除した週標準報酬を表示し、それを1コマ2時間と見なした週5コマ・10時間の契約時間数で除して、講師給の時給を算出しています。つまり、非常勤講師の週5コマの労働を常

勤講師の週40時間労働に換算しているのです。

(6) 組合の要求項目

①首都圏の各大学は、生活と研究を支えられる講師給1コマ月5万円に引き上

げる要求の正当性を認め、その実現へ向け、全学合意の形成に努力せよ

②各大学は、1コマ月3万円を非常勤講師の最低賃金とする労働協約を締結し、月5万円へ向け、講師給の大幅引上げを開始せよ

[組合要求2：厚生年金加入に向けて]

《2》厚生年金加入条件の引き下げ、適用拡大の法改正の趣旨に沿い、大学は私学共済等の加入条件を週3コマ以上とし、専業非常勤講師の年金権を保障すべきです。

(1) 勤労者なのに自営扱いの年金制度

専業非常勤講師の多くは、国民年金に加入し強制徴収されていますが、老後の保障は月6万数千円程度で、とても保障と呼べるものではありません。そもそも国民年金制度は、本来、店舗などの土地や資産を持つ自営業者のための年金制度として発足しました。勤労者(パート労働者を含む)は、そのような資産がありませんから、雇用者と被雇用者が共同で掛け金を納める厚生年金制度に加入するものとされ、その掛け金は国民年金よりは低額で、保障は国民年金より高額です。ではなぜパート労働者である専業非常勤講師が、厚生年金制度に加入できないのでしょうか。

(2) 厚生年金の適用除外

端的に言うと、厚生年金の適用除外とされているからです。厚生年金の適用除外というのは、いわゆる「3/4要件」のことで、通常勤務の正社員に比べ、週の労働日数・時間が3/4未満の場合、厚生年金の適用から外れるというものです。非常勤講師は、いわゆる「細切れパート

労働」という特殊性から、専任教員の3/4以上の業務を大学に任されることはないため、厚生年金に加入できないとされます。

しかし、その規定は法律で決まっているわけではなく、昭和55年6月6日、当時の厚生省から各都道府県保険課(部長宛への「内簡」(ないかん：単なる行政文書)が今も運用されています。当時の政策方針でしかないため、現在でも法改正をすることなく非常勤講師が厚生年金に加入することは可能です。法違反にはならないため、事業所(=大学)が了承すれば、例えば私学共済に加入させることも可能なのです。事実、ボイラーマンのような特殊業務においては、複数事業所での労働時間の合算により厚生年金への加入が行われています。ただしそのためには、政策を転換させる原動力が必要です。

(3) 厚生年金への明確な意思表示を

2007年の被用者年金一元化法案に盛り込まれ、衆院解散のため廃案となっていた短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大(週20時間以上、月

額 9.8 万円) について、政府・与党は、週 20 時間以上、月額 7.8 万円以上とし、適用賃金額を引き下げた新たな法案を提出する方針を決定・表明しています(3月 14 日、前原政調会長の記者会見・民主党HP)。「一体改革」をめぐる政局の混乱から、未だ法案は提出されておらず、法案の提出・審議は、遅れる情勢ですが、短時間労働者への適用拡大と適用賃金額の適切化という社会政策の展開方向は明確です。専業非常勤講師への被用者年金の非適用は現行制度の欠陥であり、本来大学は独自の対応を行うべき事柄でした。また、厚生年金の適用拡大は、2007 年法

案の廃案によって引き伸ばされてきた経緯も踏まえ、各大学は法改正を待たず、非常勤講師の私学共済加入基準の適正化を直ちに行うべきです。首都圏大学非常勤講師組合は、私学共済の加入基準の適正化を各大学に求めていきます。

(4) 組合の要求項目

①各大学は私学共済等の加入条件を開示するとともに法改正に沿った加入条件是正を検討せよ

②各大学は週 3 コマ以上を担当の非常勤講師の私学共済ないしは厚生年金への加入を認めよ

[組合要求 3 : 奨学金返還の猶予に向けて]

《3》日本育英会・日本学生支援機構から借りた奨学金の返済について、返せる額と返せる方法に向けて「奨学金の返済手段の改善」を訴えます。

(1) 奨学金返還困難の背景

大学非常勤講師の殆どが大学院卒であり、いわゆる「高学歴ワーキングプア」の代表といえます。しかし大学非常勤講師のこのような状況は今に始まった話ではなく、また個人的な問題でもありません。大学院に進学するにあたり、多くの学生は高齢の親を頼らず日本学生支援機構(元日本育英会)等の貸与奨学金を受給することを選択しましたが、卒業後に大きな負債となつてのしかかっています。

1991 年以降の政府の無計画な大学院増設計画により、大学院卒の就職率は急速に下がり、非常勤講師どころか最近では大学院を卒業しそのまま生活費困窮者となることも珍しくなくなりました。能力ある若者の未来が、生活費・奨学金返

済に追われるだけという状況は、政策の失敗によるものであり、個人の努力で解決できる問題ではありません。

(2) 救済制度の不平等

昨年 3 月の東日本大震災では多くの人々が生活困窮に直面したため、政府は「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」で被災者の債務免除を打ち出し、奨学金返還者を免除の対象としました。

しかし債務は、震災によってのみ発生するわけではありません。現在の奨学金返還困難者の多くは、「震災の影響」という要因がなくとも、ある時点からガイドラインの 7 項目全てに該当しています。

日本学生支援機構は、被災者の対応については 2009 年度の貸与分から導入し、

返還中の者にも適用しました。しかし同様の境遇にある人々に対する異なる扱いは、法の下の平等に反します。

もちろん、日本学生支援機構にも、奨学金の減免制度がないわけではありません。しかし5年の猶予期間を超えた場合、経済的理由による猶予は生活保護受給者のみという条件に切り替えられます。つまり5年を超えて払えなければ生活保護を受けよというわけですが、そのような論法は、生活保護法第1条の「その自立を助長することを目的とする」に反し、生存権保障としての生活保護制度を悪用しているといえるでしょう。

2009年度からは3ヶ月以上の滞納者は民間の個人信用機関に通報する(いわゆるブラックリスト化)という対策で、裁判所への提訴も始めました。しかし奨学金が自分の安定した将来のみを担保にしか借りられないのなら、単なる消費者金融です。今後は経済的事情のために奨学金すらあきらめて、学歴への努力を放棄する者が増えるでしょう。

(3)あるべき奨学金制度とは

奨学金制度の本来の趣旨を損なわずに、現在の若手研究者たちの不安や生活困窮を減らすには、所得に対応した無理のな

い返済制度、すなわち「**所得連動型返済制度**」の創設しかありません。この見解は、経済同友会の『経済格差を教育格差に繋げないために一高等教育の機会均等に向けて一』(2010年3月26日)の中にもあり、給付奨学金の創設と「卒業後の年収が低ければ返済額を減免する制度」(所得連動型返済制度)の導入を提言しています。米国も、オバマ政権下においてローン型の強化から給付型へ移行しつつあり、世界の動向は人材育成の拡充に向けて無理のない教育体制を具体化しています。

優秀な若者に対する「いじめ対策」を早急に軌道修正するためにも、日本には「所得連動型返済制度」の早急な創設が不可欠であり、奨学金制度の趣旨から見ても、それが不可能ではないはずです。

(4) 組合の要求項目

- ①本人の収入が最低額以下の場合、返済を猶予すること
- ②収入における返済額の上限を設定し、一定期間・年齢以上は返還免除とすること
- ③所得の捕捉を前提とするため、徴収方式は源泉徴収型またはそれに類似の方法とすること

非常勤講師組合のこれまでの成果の紹介

首都圏非常勤講師組合は、1996年に結成されて以来、およそ100大学との団体交渉に取り組み、多数の成果をあげてきました。

(1) 最初の壁は団交権

組合結成後に、最初に突き当たった壁は、

団交拒否でした。話し合いに応じない大学に対しては、労働委員会などに問題を

持ち込み、交渉権を確立していきました。その後、国会答弁でも、非常勤講師が一人親方ではなく、パート労働者であることが明確にされ、話し合いを拒否する大学はなくなりました。最近では、東京都の労働委員会で大手予備校の河合塾に対して、講師が労働者であり、団体交渉に応じなければならないことを認めさせました。

(2) 毎年数十件の雇い止めと闘う

次に取り組んだのは、合理的理由のない不当な雇い止めとの闘いです。毎年数十件の雇い止め事件に取り組み、団体交渉や労働委員会での和解により雇用の継続や納得できる水準での金銭解決を実現してきました。大半の事件は、円満に解決していますが、裁判になった場合も、労働法の教科書にも載っている立教女学院嘱託解雇事件・東京地裁判決など大きな成果をあげています。

(3) 私学助成の標準給与を50%アップさせ、賃上げ交渉で成果をあげる

雇用が安定するにつれて、賃金など労働条件の改善に取り組みました。特に国会議員の協力を得て、文部科学省との交渉を数年間繰り返し、2004年度予算において、私立大学助成金のなかの非常勤講師補助単価(標準給与費)が実に22年ぶりに50%アップさせました。人件費の引き下げの流れが強まっているなかで、非常勤講師給与費への補助金が13億7100万円増額されたのです。これは、全国の非常勤講師組合の要請に応じて、文部科学省が大学専任教員と非常勤講師の「均衡処遇」の必要性を認めたものです。首都圏大学非常勤講師組合は、2004年

度から2007年度にかけて数十大学と交渉し、賃上げを勝ち取りました。その後も、明治、法政、早稲田などの主要大学で、賃上げ交渉に取り組み、着実に成果をあげています。〔詳しくは組合HPの最低賃金比較表参照〕

(4) 国立大学法人化に伴う賃下げ阻止

2004年度には、国立大学の法人化に伴い、非常勤講師に対して20~30%の大幅賃下げが計画されていましたが、組合の要請に応じて、文部科学省は賃下げに事実上ストップをかける通知(2004年3月15日付)を出しました。これによって大多数の大学は大幅賃下げを断念しました。また、組合は賃下げを断念しない大学には交渉を申し入れ、大幅賃下げを撤回させました。

(5) 株式会社立大学LECを募集停止に

大学の規制緩和の最も極端な表れは株式会社立大学です。たとえば、LEC(東京リーガルマインド)大の場合、専任の教授・助教授の月給が10万円以下で、非常勤講師並みである。教員は「業務委託」という名目で雇われ、専任も非常勤も労働者として扱われていない。授業の多くは予備校講義のビデオで済まされるという実態でした。組合は、マスコミや国会議員に働きかけ、実情を告発しました。その結果、さすがに文部科学省も黙認できなくなり、是正勧告が出され、レックは募集停止に追い込まれました。

(6) 奨学金の返済猶予に道を開く

非常勤講師は、大学院を出た人が大部分なので、奨学金を500万円以上借りている人も珍しくありません。ところが、年

収 250 万円前後の人が多いため、奨学金が返済できず取り立てに苦しめられている人がたくさんいます。組合は、文部科学省に対して、年収 300 万円以下の人は返済猶予とするように働きかけてきました。今年から、非常勤講師組合の主張が一部認められ、今後学部で第一種奨学金を借りる人に限り、年収 300 万円に達するまで、返済猶予が認められました。実際に、今苦しんでいるのは、すでに何百万円も借りてしまった人なので、返済猶予の範囲を拡大するため裁判を起こすことも検討しています。

(7) 公立保育所入所への要請

非常勤講師が勤務時間中に子供を公立保育所に預けようとする、その労働時間の算定(講義時間のみの合算)が壁となって、公立保育所に入所できないという事例が見受けられます。非常勤講師の労働時間は講義だけではありません。準備・採点・時間外質疑等、多くの時間外労働が存在します。非常勤講師の給与の算出基準に関しては、文科省の答弁で(第 156 回国会の内閣委員会(第 14 号)における河村建夫副大臣)、講義時間の 3 倍が非常勤講師の実質労働時間とみなされます。ですから市役所等に提出する保育所関連書類に、雇用主である大学が労働時間として講義時間の 3 倍量で記入することは何ら差し支えありません。またそれによってようやく実質労働時間が認められ、子供を保育所に入所させる正当な権利が保障されます。当組合は各大学との交渉において、この実質労働時間を講義時間の 3 倍で記入するように求めてきました。その成果として、昭和大学・芝浦工業大学は 3 倍を了承しました。また早稲田大

学・明治大学は当該非常勤講師に不利にならないように対応すると回答しています。

(8) 科研費(科学研究費)申請の実現

非常勤講師も科研費申請ができます。日本学術振興会に書類申請して認められれば、科研費として研究の金銭面のサポートが得られます。それを実現させたのは、当組合の文科省との地道な交渉でした。ただし科研費申請は大学を通して行うため、非常勤も専任も同様に扱う大学は問題ありませんが、そうでない大学も存在します。後者の場合でも、非常勤講師が科研費申請のため大学に「委任依頼願い」を提出し、大学が委任を不承諾することを記した書面を当該講師に提示した場合、非常勤講師自身が学術振興会に書類を直接提出することができます。当組合との交渉では、早稲田大学のように書類申請・科研費管理を全て行うとの積極的回答もありましたが、芝浦工業大学や聖学院大学等、書類申請を非常勤でも受けるとい程度の回答が一般的です。法政大学は「不承諾の書類」を出すとのことでした。

[編集後記] ◇今号から、後継者育成・多様な紙面への挑戦(?)により発行担当者が時々変わります。今回は新人が慣れない編集に悪戦苦闘中です。◇今後も多くの非常勤講師の参加を支えに、多様な非常勤講師問題を国会・内閣・裁判所そして各大学の担当者へ訴えていきたいと思っていますので、ぜひぜひ加入をお願いいたします！加入の申し込みは 1 ページの電話、E メールまたはファクス 03-5395-5139 へ。

秋入学への移行と 大学改革実行プランについて考える

(T. I.)

昨年末以降、東大・一橋大学等が秋入学への移行を検討・提案しており、少なくとも大学が追随するのではないかと見る向きもあります。秋入学への移行は、日本社会の人口構造の少子高齢化の下で、外国人留学生の獲得を大学の生き残り戦略の柱に据えようとするものであり、カリキュラムの大幅な再編を含む大学改革を加速する契機のひとつとなる可能性があるのではないのでしょうか。

東大案は、在学期間が秋から4年間であり、秋入学が広がったとしても、すでに Semester 制への移行をすすめている私立大学に大きな影響はでない、とも考えられます。しかし、春卒業を維持する一橋大の提案が広く受け入れられる可能性も否定できません。一橋大提案では、大学が入学前の導入教育に責任を持ち、事実上春から4年間の在学期間となりますが、大学の正規カリキュラムは3年半で履修することになります。この場合には、秋入学への移行は、既存の語学科目や一般科目の大幅な再編・絞り込みとなり、非常勤講師の間で大量の雇止めや大幅なコマ減が発生する事態となることが懸念されるのです。雇止めや大幅コマ減が大量に発生する事態を未然に防ぐために、各大学で首都圏大学非常勤講師組合の組織を拡大し、改革の展開に備えるべき時と考えます。

一方、6月9日に発表された文科省の

大学改革実行プランでは、大学教育の質的転換（学修時間の飛躍的増加、参加型授業、教員の教育評価、カリキュラム等の弾力化の検討）等、大学改革を「迅速かつ強力に推進する」としています。学修時間の飛躍的増加や参加型授業の拡大を軸に教育の質の転換をはかる方向が打ち出されており、非常勤講師にも、従来とは質の異なる、濃密な学生指導の展開や授業改革・授業改善を要求されることが予想されます。このような改革が、非常勤講師の処遇の改善を伴わずに展開されていくなれば、従来のように週10コマ以上を担当することで辛うじて生計を支える、という綱渡りも不可能となり、専業非常勤講師が文字通りワーキング・プアに転落することが懸念されます。1コマ月5万円の水準に講師給を引上げることはまったなしの状況と言うべきでしょう。

秋入学への移行と大学改革実行プランが連動し、既存科目・カリキュラムの大幅な再編・絞り込みが行われ、かつ大学教育の質的転換が進められていく事態は、非常勤講師が個別的に対応できる範疇を超えています。首都圏大学非常勤講師組合の団体交渉力を背景に、非常勤講師集団が大学運営に関与する仕組みを構築していく活動が求められる局面ではないかと考えます。(T. I.)